

質 疑 応 答 書

件名 プロトタイピングスタジオレーザー加工機賃貸借

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
①	契約書 第 4 条	賃貸借契約に関して以下の質問がございます。お手数ですがご教示お願い申し上げます。 本契約をリース会社と契約締結になりますが、弊社は物件の調達及びメンテナンス資格を保有しておりません。物件設置及びメンテナンス業務等については、資格を有する業者に委託することで問題ないでしょうか。	再委託する場合は、賃貸人と再委託先の業者との関係、役割分担等がわかる書面（体系図等）を添えて、あらかじめ賃借人の承諾を得てください。なお、再委託先の業者は、契約約款第4条第2項各号に該当しないものに限りです。
②	契約書 第 6 条	通常の動産総合保険加入の認識でよろしいですか。（保険金額は経過期間に応じて逡減。噴火・津波などの自然災害については保険対象外となり修理費用は賃借人負担）。	ご認識のとおりです。
③		賃貸借期間中、盗難、火災、風水害、地震その他賃借人、賃貸人いずれの責任にもよらない事由により物件が滅失、毀損した場合の危険負担は賃借人負担の認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
④	契約書 第 9 条	消耗品費用が発生する場合は賃借人が費用負担し、賃借人がメーカーへ発注する認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。

⑤	契約書 第 13 条	予算削減等の解約条項について、過去同様の契約において解約に至った事象はありますでしょうか？また、契約解除に至った際、残金は精算される認識でよろしいですか。	直近での事例はありません。契約約款第 24 条に基づき対応します。
⑥	契約書 第 15 条	消費税が増額となった場合は賃借人負担でよろしいですか。	消費税が増額となった場合は賃借人が負担します。
⑦		新型コロナウイルスの影響等で納入遅延となった場合、賃貸借開始時期の変更は可能ですか。	契約約款第24条に基づき対応します。
⑧		賃借人が物件を移設・改造等したことにより、故障・損害が発生した場合は賃借人負担の認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
⑨		設置場所の築年数は何年になりますか。建替予定や統廃合の計画等がありますか。また、契約期間中に建物を取り壊すことになった等の場合については、当該物件の対応や残金の精算、物件の移設費用は賃借人負担となるという認識でよろしいですか。	築年数は約31年です。建替えや統廃合の計画は現時点ではございません。万が一契約期間中に建物を取り壊すことになった場合の対応については、ご認識のとおりです。
⑩		設置場所は新耐震基準を満たしていますか。または耐震工事済みですか。	新耐震基準を満たしています。
⑪		物件の修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にはないという認識でよろしいですか。	仕様書「5 保守業務」の(3)に記載のとおり、機器等に障害等が発生したとの連絡を受けた際は、原則として半日以内に対応に着手し、早急に修理または代替機と交換していただきますようお願いいたします。

⑫	その他	当該資産に課税される固定資産税は賃借人が負担する（入札金額に固定資産税は含めない）認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
⑬		契約期間満了後は再リースされる認識でよろしいですか。	現時点では未定です。

（注） この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。